

災害時における応急活動の協力に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と日本貨物鉄道株式会社関西支社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の規定に基づく高知県災害対策本部が実施する災害応急活動への協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震及びその他による災害（以下「災害」という。）が発生し、被災者への支援や公共施設の早期復旧が必要となった場合、乙が占用許可及び使用許可を受けた高知港東潮江岸壁（耐震強化岸壁）背後のコンテナターミナルとして使用する野積場（所在地番：高知市棧橋通六丁目 50 番 11）を、緊急物資の一時保管場所等として利用し、被災者等への対策を共同で行うことを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、高知県内に災害が発生し、甲が必要と認めるときは、乙に対する災害応急活動の協力（以下「応援活動」という。）の要請を、文書又は口頭ですることができるものとする。

（応急活動への協力内容）

第 3 条 乙は、甲から応援活動の要請を受けたときには、速やかに応援体制を整え、資機材等を提供し応援活動を行うものとする。

乙は、甲より占用許可及び使用許可を得ている場所（以下「緊急物資等支援基地」という。）において、次の各号の応援活動を行うものとする。

- (1) 緊急物資の一時保管場所等として利用できるオープンスペースの確保
- (2) 仮住居又は緊急物資の保管場所としての空きコンテナの提供
- (3) 緊急物資等支援基地内における乙の資機材等の利用
- (4) 緊急物資等支援基地内に入出入りする緊急物資の管理運営

（看板の掲示）

第 4 条 乙は、緊急物資支援基地内で、付近住民の見やすい個所にその旨を周知する看板を掲示するものとする。

（費用の負担）

第 5 条 応援活動に要した費用は、乙の請求に基づき、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協力体制の連絡)

第6条 乙は、この協定に基づき連絡体制表および応援活動に提供可能な資機材等について、毎年4月末日までに甲に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、甲が乙に当該野積場をコンテナターミナルとして占用許可及び使用許可をしている期間有効とする。また、占用許可及び使用許可を更新したときは、更新した期間効力を有するものとする。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成20年2月18日

甲 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県知事

乙 大阪市北区芝田二丁目4番24号

日本貨物鉄道株式会社

常務取締役 関西支社長